

重要事項説明書(ユニット型)

令和3年8月1日現在

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-753-1133
受付時間 9時～17時
担当 生活相談員 中沢孝一

2 特別養護老人ホーム「豊潤館」の概要

(1) 提供できるサービスの種類

介護老人福祉施設サービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称 特別養護老人ホーム 豊潤館
所在地 埼玉県春日部市花積267-7
介護保険指定番号 介護老人福祉施設 (埼玉県1170603300号)

(3) 施設の職員体制

職種	配置基準	業務内容
管理者	1人	サービス管理全般
医師	1人	診療、健康管理等
生活相談員	1人以上	生活上の相談等
介護支援専門員 (生活相談員と兼務)	1人以上	サービス計画の立案、管理等
看護師	3人以上	医療、健康管理業務
機能訓練指導員 (看護師と兼務)	1人以上	機能訓練等
介護員	24人以上	日常介護業務等
管理栄養士	1人以上	栄養管理等

(4) 施設の設備の概要

定員 80名			
ユニット数	8	個室	80室
浴室	一般浴槽	8室	
	特殊浴槽	3室	

(5) 協力病院

医療法人慈弘会 岩槻中央病院 (さいたま市岩槻区東岩槻2-2-20)

3 サービス内容

- (1) サービス計画の立案 … 介護支援専門員と介護関係職員が協議して計画をたて、入居者の方に説明し、同意をいただきます。
- (2) 食事 … 朝食 8時00分～
昼食 12時00分～
夕食 18時00分～（衛生管理の為、取り置きは2時間以内）
以上の他、湯茶等のサービス、栄養ケア計画の作成及び管理も行っています。
- (3) 入浴 … 週に最低2回入浴していただけます。
ただし、入居者の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。
- (4) 介護 … 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。
食事、排泄、着替え等の介助、体位交換、シーツ交換、移動の付添い等。
- (5) 機能訓練 … 必要に応じた機能低下の予防、拘縮予防等のリハビリテーション。
- (6) 生活相談 … 生活相談員に介護以外の日常生活に関する事も含め相談できます。
- (7) 健康管理 … 年間1回の健康診断。また、随時、健康相談を受けられます。
- (8) 緊急時の対応 … 体調の変化等、緊急の場合は緊急連絡先に連絡します。
- (9) 安全管理 … 年間2回の避難訓練等を行い常時、安全管理に配慮しています。
- (10) 療養食の提供 … 通常のメニューの他、医療上必要な療養食を用意しています。
- (11) 日常費用の受入・支払代行 … 介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入・支払代金を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、別途「日常費用受入・支払代行契約書」の締結が必要となります。
- (12) 所持品等の保管 … 特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。
ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。
- (13) レクリエーション … 日々のクラブ活動の他、種々の行事が行われます。
別途参加費がかかるものもございます。ご説明の上ご承諾をいただきます。
- (14) その他のサービス … 介護保険の適用を受けられないサービス等に関しては、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。

4 利用料金

(1) 介護福祉施設サービス費 (1日)

居室	介護度	サービス単位	負担金(1割)	負担金(2割)	負担金(3割)
ユニット型 個室	介護度1	652単位	670円	1,339円	2,009円
	介護度2	720単位	739円	1,479円	2,218円
	介護度3	793単位	814円	1,629円	2,443円
	介護度4	862単位	885円	1,771円	2,656円
	介護度5	929単位	954円	1,908円	2,862円

※ 春日部市は1単位10,27円です。

※ 施設サービス費と各種加算の合計は日数によって端数が繰り上がる場合があります。

(2) 初期加算 1日30単位 負担金1日(1割)31円 (2割)62円 (3割)92円

(入居後30日間算定 30日を越える入院後再び入居した場合も同様に算定)

(3) 日常生活継続支援加算 1日46単位 負担金1日(1割)47円 (2割)94円 (3割)142円

(認知症高齢者等が一定割合以上入居、入居者に対し介護福祉士を一定割合以上配置)

(4) 夜勤職員配置加算Ⅱ 1日18単位 負担金1日(1割)18円 (2割)37円 (3割)55円

(夜勤を行う時間帯に介護職員・看護職員が、最低基準を1人以上上回った配置)

(5) 栄養マネジメント強化加算 1日11単位 負担金1日(1割)11円 (2割)23円 (3割)34円

(管理栄養士を一定割合以上配置、食事の調整、厚労省へのデータの提出)

(6) 低栄養リスク改善加算

(低栄養リスクの高い入居者に対し改善計画を作成観察、調整等を行った場合に算定)

1月300単位 負担金1月(1割)308円 (2割)616円 (3割)924円

(7) 再入所時栄養連携加算

(入居者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携し再入所後の栄養管理に関する調整等を行った場合に1回限り算定)

1回400単位 負担金1回(1割)411円 (2割)822円 (3割)1232円

(8) 療養食加算 1回6単位 負担金1回(1割)6円 (2割)12円 (3割)18円

(医師の食事せんに基づく腎臓病食や糖尿病食等の提供を行った場合に算定)

(9) 若年性認知症利用者受入加算

(若年性認知症患者を受け入れ、介護サービスを提供した場合に算定)

1日120単位 負担金1日(1割)124円 (2割)247円 (3割)370円

(10) 科学的介護推進体制加算Ⅱ

1月50単位 負担金1月(1割)51円 (2割)103円 (3割)154円

(入所者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出)

(11) 安全対策体制加算 1回20単位 負担金1回(1割)21円 (2割)41円 (3割)62円

(安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制の整備。入所時のみ)

(12) 入院又は外泊時の費用(1月に6日を限度とし、月をまたがる場合、最大で12日間)

(入院、外泊した場合、所定単位数に代えて算定。初日及び最終日は算定不可)

1日246単位 負担金1日(1割)253円 (2割)506円 (3割)758円

(13) 退所前後訪問相談援助加算

(退所に先立って居宅に訪問し相談援助を行った場合に入居中1回を限度とし算定
退所後30日以内に居宅に訪問し相談援助を行った場合に1回を限度とし算定)

1回 460 単位 負担金 1回(1割)473円 (2割)945円 (3割)1417円

退所時相談援助加算

(退所後の在宅サービスについて相談援助を行い、かつ市町村等に必要な情報を提供した場合に1回を限度とし算定)

1回 400 単位 負担金 1回(1割)411円 (2割)822円 (3割)1232円

退所前連携加算

(退所に先立って居宅支援事業所等に必要な情報を提供し、かつ調整等を行った場合に1回を限度とし算定)

1回 500 単位 負担金 1回(1割)514円 (2割)1027円 (3割)1541円

(14) 認知症行動・心理症状緊急対応加算

(認知症行動・心理症状が有り、在宅での生活が困難で緊急に入居することが適当であると医師が判断した者が入居した場合、入居した日から7日を限度とし算定)

1日 200 単位 負担金 1日(1割)206円 (2割)411円 (3割)616円

(15) 介護職員処遇改善加算 I

総単位数の83/1000を加算

(介護職員の賃金の改善等を実施している施設として算定)

(16) 介護職員等特定処遇改善加算 I

総単位数の27/1000を加算

(17) 居住費、食費 (1日)

段階	居室	居住費	食費
第1段階	ユニット型個室	820円	300円
第2段階	ユニット型個室	820円	390円
第3段階①	ユニット型個室	1,310円	650円
第3段階②	ユニット型個室	1,310円	1,360円
第4段階	ユニット型個室	2,006円	1,620円

※居住費については、入院又は外泊した場合、6日を限度とし7日目以降については施設と利用者の契約により徴収するものとします。

(18) 預かり金管理料について

- ・年金を施設で管理し支払いの代行を行う場合、月額3,000円の負担になります。
- ・通帳を施設で管理し支払いの代行を行う場合、月額2,000円の負担になります。

5 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払い下さい。退居される場合は、退居日までの分をその都度請求いたします。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、銀行振込、現金集金、預かり金の中から集金、の3通りの中からご契約の際に決めさせていただきます。

6 料金の変更

介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、事前にご説明をし、ご承諾をいただきます。

7 入退居の手続

(1) 入居手続

- ①重要事項の説明を行い、契約を結びます。
- ②事前調査の結果に基づき「介護サービス計画書」を作成しサービスの提供を開始いたします。

(2) 退居手続

- ①入居者のご都合で退居される場合、希望される日の7日前までにお申し出下さい。
- ②自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・入居者が他の介護保険施設に入居した場合 … その翌日
 - ・要介護状態区分が自立（非該当）又は要支援と認定された場合、所定の期間の経過を持って退所していただくこととなります。
 - ・入居者がお亡くなりになった場合 … その翌日
- ③その他
 - ・入居者がサービス利用料の支払いを支払期限（15日間）までに支払うことなく、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、又は入居者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
 - ・入居者が病院又は、診療所に入院し、3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ契約を終了させていただく場合がございます。この場合、退院後に再度入居を希望される場合は、お申し出下さい。
 - ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し退居していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
 - ・上記①から③による退居が行われ、契約が終了した場合であって、入居者のやむを得ない事由によりその契約終了日の翌日以降施設を利用することとなるときは、その利用に要する実費を請求します。

8 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 入居者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また入居者の家族の個人情報についても同様です。
- (3) 入居者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

9 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、入居者の家族等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名（損害保険ジャパン） 保険名（社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」）

10 緊急時の対応方法

ご入居者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかにご連絡いたします。

緊急連絡先 ①

氏名	
住所	
電話番号	(携帯)
続柄	

緊急連絡先 ②

氏名	
住所	
電話番号	(携帯)
続柄	

11 サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員 中沢孝一

苦情解決責任者 施設長 浜野健治 電話 048-753-1133

第三者委員 斉藤千松（法人評議員） 電話 048-754-0449

横田廣司（地域） 電話 048-794-2284

② その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

春日部市 介護保険課 電話 048-736-1111

埼玉県国民健康保険連合会 電話 048-824-2568（直通）

12 第三者評価 当施設は、第三者評価は行っていません。

介護老人福祉施設入居にあたり、入居者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者 氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け同意をしました。

入居者 住 所
氏 名 印

家族又は代理人（ ）
住 所
氏 名 印

※代理人の場合は入居者とのご関係を（ ）にご記入下さい。